

日本人間ドック学会 会員各位

公益社団法人日本人間ドック学会

**新型コロナウイルス感染症対策として
健保連本部等との契約に基づく人間ドックの実施について**

日本人間ドック学会および日本病院会は、連名で、「健康保険組合連合会（健保連本部）」「地方職員共済組合」「林野庁団体共済部」と契約を交わしており、その契約に基づき、条件を満たす人間ドック実施施設を指定（紹介）しております。

本通知は、上記契約に基づき指定施設にて実施される、「一日ドック」「二日ドック」「健保連人間ドック健診」に関して、まとめたものであります。

※本通知の作成にあたって

当該契約先の「健保連本部」からの申し出に基づき、各契約団体とも確認のうえ作成いたしました。

なお、当該契約に基づく「一日ドック」「二日ドック」「健保連人間ドック健診」以外の人間ドック・健診に関しては、②をご参照ください。

**①健保連本部等との契約に基づく人間ドック（一日ドック・二日ドック・健保連人間ドック健診）
の実施について**

施設内感染の防止対策として、健診施設の判断で、「一日ドック」「二日ドック」「健保連人間ドック健診」を実施しない場合には、後日に再予約・実施ができる体制を整えてください。

肺機能検査等、一部の検査を行わない場合も同様に、保険者への事前確認、後日の実施対応をお願い申し上げます。

なお、延期した検査の開始時期については、社会情勢や健診施設の受入環境、受診する本人および保険者の状況を鑑みて設定していただくこととなりますので、早期の実施を求めるものではありません。

②当該契約 以外の 人間ドック・健診について

現在、健診および一部検査の実施の見送りについては、保険者や事業所ごとで対応が異なります。

健診施設の判断で当面実施しない場合には、必ず保険者や事業所に確認の上、後日に再予約・実施ができるようにしてください。一部検査を実施しなかった場合、未実施検査部分の金額を差し引いて請求されることも考えられますので、個別に交渉し、事前に保険者の了解を得てご対応ください。

なお、労安法に基づく健康診断は令和 2 年 5 月末まで延期可能とされております。（厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）：令和 2 年 3 月 19 日時点版」【6 安全衛生】参照）